

屋外広告物の掲出に関する基準



平成 27 年 3 月 5 日 策定

平成 27 年 7 月 1 日 運用開始

広島市

目 次

【景観計画重点地区】

〔景観形成広告整備地区〕 p

- 1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区 …………… 1
- 2 平和大通り沿道地区 …………… 4
- 3 縮景園周辺地区 …………… 6
- 4 リバーフロント・シーフロント地区 …………… 7

※ 景観形成広告整備地区の屋外広告物の掲出に関する基準は、広島市屋外広告物条例第12条第2項の「広告物景観形成指針」となります。

〔その他の地区〕

- 5 不動院周辺地区 …………… 9
- 6 広島東照宮・國前寺周辺地区 …………… 10
- 7 広島城・中央公園地区 …………… 11
- 8 西風新都地区 …………… 12
- 9 広島駅新幹線口地区 …………… 13
- 10 広島駅南口地区 …………… 15
- 11 広島市民球場周辺地区 …………… 16
- 12 都心幹線道路沿道地区 …………… 17
- 13 宇品みなと地区 …………… 18

【一般区域（景観計画重点地区以外の区域）】

- 14 一般区域 …………… 19

1 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区

基本方針	A地区	平和記念公園と平和大通り等の道路、橋りょう、河川、河岸緑地を含む地区とし、平和記念公園の役割にふさわしい良好な景観の保全及び形成を図る。
	B地区	世界遺産である原爆ドームのバッファゾーンのうち、A地区を除く地区とし、原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図る。
	C地区	世界遺産である原爆ドームの背景に位置する地区とし、原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図る。
	D地区	平和大通り沿道の地区とし、平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図る。
	E地区	平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区とし、東西の区域ごとに景観の形成を図る。
地区区分	景観計画重点地区（景観形成広告整備地区）	

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

(A～D地区)

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出できる広告物の種類は、自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下のものは、これら以外も掲出可）。 ・表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】彩度が2以下（D地区は色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下） 【照明】照明を付けていないもの（D地区は文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可） ・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】地表からの高さ10m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。

屋外広告物の掲出に関する基準

(E地区)

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<p>・表示面積が 10 m²を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。</p> <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する 広告物	<p>・地表から広告物の上端までの高さが 20m 以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20m を超える場所であっても表示できる。</p> <p>【内容】自家用広告物</p> <p>【大きさ】1 個あたりの表示面積が 20 m²以下</p> <p>【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下</p> <p>・1 壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計</p> <p>【上限値】</p> <p>＜地表からの高さ 20m 以下の部分の壁面面積が 300 m²以下＞ 壁面面積の 1/3 以下（100 m²まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可）</p> <p>＜地表からの高さ 20m 以下の部分の壁面面積が 300 m²超＞ 100 m²と、300 m²を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 100 m²以下）</p> <p>【対象となる広告物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<p>・地表から広告物の上端までの高さが 20m 以下の位置に掲出する。</p>

(2) 誘導基準（適合努力義務があるもの）

景観形成広告整備地区に共通する基準

- ・ 周辺の街並みや建築物との調和を図る。
- ・ 表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。
- ・ 形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。
- ・ テナント看板等はできる限り集約化する。

A～D地区固有の基準

- ・ 地上に設置する広告物の上端までの高さは10m以下とする。
- ・ 原則として、平和記念公園、平和大通りから見える場所には、広告物を掲出しない。
- ・ 平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には、屋上広告物を掲出しない。
- ・ 点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。

E地区固有の基準

- ・ 原則として、平和記念公園から見える場所には、広告物を掲出しない。
- ・ 平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には、屋上広告物を掲出しない。
- ・ 河川・港湾から見える場所については、次のとおりとする。

＜広告物全般＞

- ・ 地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。
- ・ 原則として、ビル名称等又は店名以外の広告物を掲出しない。
- ・ 表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。
- ・ 点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。

＜壁面に表示する広告物＞

次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは設置できる。

【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク）

【文字の大きさ】縦1.2m以下

【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下

【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下

【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可

2 平和大通り沿道地区

基本方針	戦災復興により整備された本市を代表する通りとして、緑と沿道の街並みの調和した景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区（景観形成広告整備地区）

（1）許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出できる広告物の種類は、自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下のものは、これら以外も掲出可）。 ・表示面積が5㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。ただし次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下のもの 【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可 ・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】地表からの高さ10m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。

(2) 誘導基準（適合努力義務があるもの）

景観形成広告整備地区に共通する基準

- ・ 周辺の街並みや建築物との調和を図る。
- ・ 表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。
- ・ 形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。
- ・ テナント看板等はできる限り集約化する。

平和大通り沿道地区固有の基準

- ・ 地上に設置する広告物の上端までの高さは10m以下とする。
- ・ 平和大通りから見える場所で高さが10m以下の位置には、ビル名称等又は店名のみ表示できる。
- ・ 平和記念公園、平和大通り、河川から見える場所には、屋上広告物を掲出しない。
- ・ 点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。

3 縮景園周辺地区

基本方針	縮景園のたたずまいと調和した良好な景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区（景観形成広告整備地区）

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出できる広告物の種類は、自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下のものは、これら以外も掲出可）。 ・表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。ただし次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可 ・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】地表からの高さ10m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。

(2) 誘導基準（適合努力義務があるもの）

景観形成広告整備地区に共通する基準

- ・ 周辺の街並みや建築物との調和を図る。
- ・ 表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。
- ・ 形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。
- ・ テナント看板等はできる限り集約化する。

縮景園周辺地区固有の基準

- ・ 地上に設置する広告物の上端までの高さは10m以下とする。
- ・ 原則として、縮景園から見える場所には、広告物を掲出しない。
- ・ 縮景園、河川から見える場所には、屋上広告物を掲出しない。
- ・ 点滅又は輝度が変化する広告物は掲出しない。

4 リバーフロント・シーフロント地区（※）

※ 景観計画に示すリバーフロント・シーフロント地区のエリアのうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区および縮景園周辺地区と重複する部分を除くエリアとする。

基本方針	美しく整備された河岸緑地や遠くまで見通せる空間の特性を生かし「水の都ひろしま」にふさわしい、潤いや安らぎ、にぎわいを創出する景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区（景観形成広告整備地区）

（1）許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が 10 m²を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20m を超える場所であっても表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【内容】自家用広告物 【大きさ】1 個あたりの表示面積が 20 m²以下 【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下 1 壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】 <ul style="list-style-type: none"> <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 180 m²以下> 壁面面積の 1/3 以下（60 m²まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可） <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 180 m²超> 60 m²と、180 m²を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 60 m²以下） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。

（注）リバーフロント・シーフロント地区のエリアのうち、他の景観計画重点地区と重複する部分は、重複する他の景観計画重点地区の許可基準を適用する。

(2) 誘導基準 (適合努力義務があるもの)

景観形成広告整備地区に共通する基準

- ・ 周辺の街並みや建築物との調和を図る。
- ・ 表示内容、掲出数は必要最小限のものとする。
- ・ 形態、意匠、色彩、大きさ、位置、素材など、デザインを工夫する。
- ・ テナント看板等はできる限り集約化する。

リバーフロント・シーフロント地区固有の基準

(河川・港湾から見える場所について)

< 広告物全般 >

- ・ 地表から広告物の上端までの高さが 10m 以下の位置に掲出する。
- ・ 原則として、ビル名称等又は店名以外の広告物を掲出しない。
- ・ 表示面積が 2 m² を超える広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下とする。
- ・ 点滅又は輝度に変化する広告物は掲出しない。

< 壁面に表示する広告物 >

次の条件を全て満たすものについては、高さ 10m を超える場所であっても 1 壁面に 1 個までは表示できる。

【表示形式・内容】 箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号 (P マーク)

【文字の大きさ】 縦 1.2m 以下

【商標・P マークの大きさ】 縦横それぞれ 2.4m 以下

【文字・商標・P マークの色彩】 色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下

【照明】 文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可

< 屋上広告物 >

掲出しない。

5 不動院周辺地区

基本方針	不動院のたたずまいと調和した良好な景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出できる広告物の種類は、自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下のものは、これら以外も掲出可）。 ・表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが7m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ7mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可 ・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 【上限値】地表からの高さ7m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ20㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが7m以下の位置に掲出する。

(注)「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「5 不動院周辺地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

6 広島東照宮・國前寺周辺地区

基本方針	広島東照宮や國前寺などの歴史的建造物群により醸し出される雰囲気と調和した良好な景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出できる広告物の種類は、自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下のものは、これら以外も掲出可）。 ・表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可 ・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 【上限値】地表からの高さ10m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。

(注)「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「6 広島東照宮・國前寺周辺地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

7 広島城・中央公園地区

基本方針	都心に立地する多用な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> ・掲出できる広告物の種類は、自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下のものは、これら以外も掲出可）。 ・表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可 ・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 【上限値】地表からの高さ10m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> ・地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。

(注)「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「7 広島城・中央公園地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

8 西風新都地区

基本方針	緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観づくりを進める。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が 10 m²を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する 広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20mを超える場所であっても表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【内容】自家用広告物 【大きさ】1個あたりの表示面積が 20 m²以下 【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下 1 壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】 <ul style="list-style-type: none"> <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²以下> 壁面面積の 1/3 以下（100 m²まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可） <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²超> 100 m²と、300 m²を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 100 m²以下） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。

9 広島駅新幹線口地区

基本方針	二葉山や周辺の歴史的なたたずまいと、新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい風格ある景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

① 二葉の里歴史の散歩道に面するエリア（二葉の里歴史の散歩道から25m以内）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 掲出できる広告物の種類は自家用広告物・管理用広告物のみとする（ただし1㎡以下であればこれら以外も掲出可）。 表示面積が2㎡を超える広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ10mを超える場所であっても1壁面に1個までは表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【表示形式・内容】箱文字又は直塗りで表示する広告物で、ビル名称等又は駐車場を表す案内用記号（Pマーク） 【文字の大きさ】縦1.2m以下 【商標・Pマークの大きさ】縦横それぞれ2.4m以下 【文字・商標・Pマークの色彩】色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下 【照明】文字の内部、裏面や背後の壁面に取り付ける照明に限り設置可 1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】地表からの高さ10m以下の部分の壁面面積の1/5以下かつ30㎡以下（壁面面積の1/5が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが10m以下の位置に掲出する。

屋外広告物の掲出に関する基準

② 二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア（二葉の里歴史の散歩道から25m超）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<p>・表示面積が10㎡を超える広告物の地色の彩度は10以下とする。</p> <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する 広告物	<p>・地表から広告物の上端までの高さが20m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ20mを超える場所であっても表示できる。</p> <p>【内容】自家用広告物</p> <p>【大きさ】1個あたりの表示面積が20㎡以下</p> <p>【色彩】広告物の地色は、色相が0Rから5Yまでの場合は彩度8以下、それ以外の場合は彩度6以下</p> <p>・1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計</p> <p>【上限値】</p> <p><地表からの高さ20m以下の部分の壁面面積が300㎡以下> 壁面面積の1/3以下（100㎡まで） （壁面面積の1/3が10㎡に満たない場合は10㎡以下まで可）</p> <p><地表からの高さ20m以下の部分の壁面面積が300㎡超> 100㎡と、300㎡を超過する面積の1/5とを合計した面積以下 （ただし、広告物1個の表示面積は100㎡以下）</p> <p>【対象となる広告物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が1㎡以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<p>・地表から広告物の上端までの高さが20m以下の位置に掲出する。</p>

（注）「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「9 広島駅新幹線口地区（二葉の里歴史の散歩道に面しないエリア）」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

10 広島駅南口地区

基本方針	再開発や駅前広場の再整備により新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、本市の陸の玄関にふさわしい景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が 10 m²を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20mを超える場所であっても表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【内容】自家用広告物 【大きさ】1個あたりの表示面積が 20 m²以下 【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下 1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】 <ul style="list-style-type: none"> <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²以下> 壁面面積の 1/3 以下（100 m²まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可） <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²超> 100 m²と、300 m²を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 100 m²以下） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。

(注) 「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「10 広島駅南口地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

1.1 広島市民球場周辺地区

基本方針	広島市民球場等の既存施設や周辺に新たに生み出される都市機能との調和を図りながら、活力とにぎわいのある新たな景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が 10 m²を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20mを超える場所であっても表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【内容】自家用広告物 【大きさ】1個あたりの表示面積が 20 m²以下 【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下 1壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】 <ul style="list-style-type: none"> <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²以下> 壁面面積の 1/3 以下（100 m²まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可） <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²超> 100 m²と、300 m²を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 100 m²以下） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。

(注) 「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「1.1 広島市民球場周辺地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

1 2 都心幹線道路沿道地区

基本方針	都心にふさわしい風格とにぎわいのある良好な街並み景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が 10 m² を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する 広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m 以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20m を超える場所であっても表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【内容】自家用広告物 【大きさ】1 個あたりの表示面積が 20 m² 以下 【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下 1 壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】 <ul style="list-style-type: none"> < 地表からの高さ 20m 以下の部分の壁面面積が 300 m² 以下 > 壁面面積の 1/3 以下（100 m² まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m² に満たない場合は 10 m² 以下まで可） < 地表からの高さ 20m 以下の部分の壁面面積が 300 m² 超 > 100 m² と、300 m² を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 100 m² 以下） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m² 以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m 以下の位置に掲出する。

(注) 「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「1 2 都心幹線道路沿道地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

1.3 宇品みなと地区

基本方針	みなとに賑わいを創出し、本市の海の玄関にふさわしい魅力にあふれた景観を形成する。
地区区分	景観計画重点地区

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
広告物全般	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が 10 m²を超える広告物の地色の彩度は 10 以下とする。 <p>※車両、船舶、航空機に掲出するものは対象外</p>
壁面に掲出する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。ただし、次の条件を全て満たすものについては、高さ 20mを超える場所であっても表示できる。 <ul style="list-style-type: none"> 【内容】自家用広告物 【大きさ】1個あたりの表示面積が 20 m²以下 【色彩】広告物の地色は、色相が 0R から 5Y までの場合は彩度 8 以下、それ以外の場合は彩度 6 以下 1 壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 <ul style="list-style-type: none"> 【上限値】 <ul style="list-style-type: none"> <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²以下> 壁面面積の 1/3 以下（100 m²まで） （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可） <地表からの高さ 20m以下の部分の壁面面積が 300 m²超> 100 m²と、300 m²を超過する面積の 1/5 とを合計した面積以下 （ただし、広告物 1 個の表示面積は 100 m²以下） 【対象となる広告物】 <ul style="list-style-type: none"> 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。
屋上広告物 突出し看板	<ul style="list-style-type: none"> 地表から広告物の上端までの高さが 20m以下の位置に掲出する。

(注) 「4 リバーフロント・シーフロント地区」のエリアと重複する部分は「1.3 宇品みなと地区」の許可基準を適用し、合わせてリバーフロント・シーフロント地区の広告物景観形成指針に基づく誘導基準を適用する。

1.4 一般区域（景観計画重点地区以外の区域）

地区区分	一般区域
------	------

(1) 許可基準（許可の要件となるもの）

広告物等の種類	掲出基準
壁面に掲出する 広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 壁面に掲出できる広告物の表示面積の合計 【上限値】 壁面面積の 1/3 以下 （壁面面積の 1/3 が 10 m²に満たない場合は 10 m²以下まで可） 【対象となる広告物】 ・ 壁面に掲出する広告物のうち、表示面積が 1 m²以下のものや一時的・仮設的なものを除いた広告物 ・ 屋上に掲出する広告物についても、壁面と同方向に向けて表示する広告面は、表示面積の合計に含める。